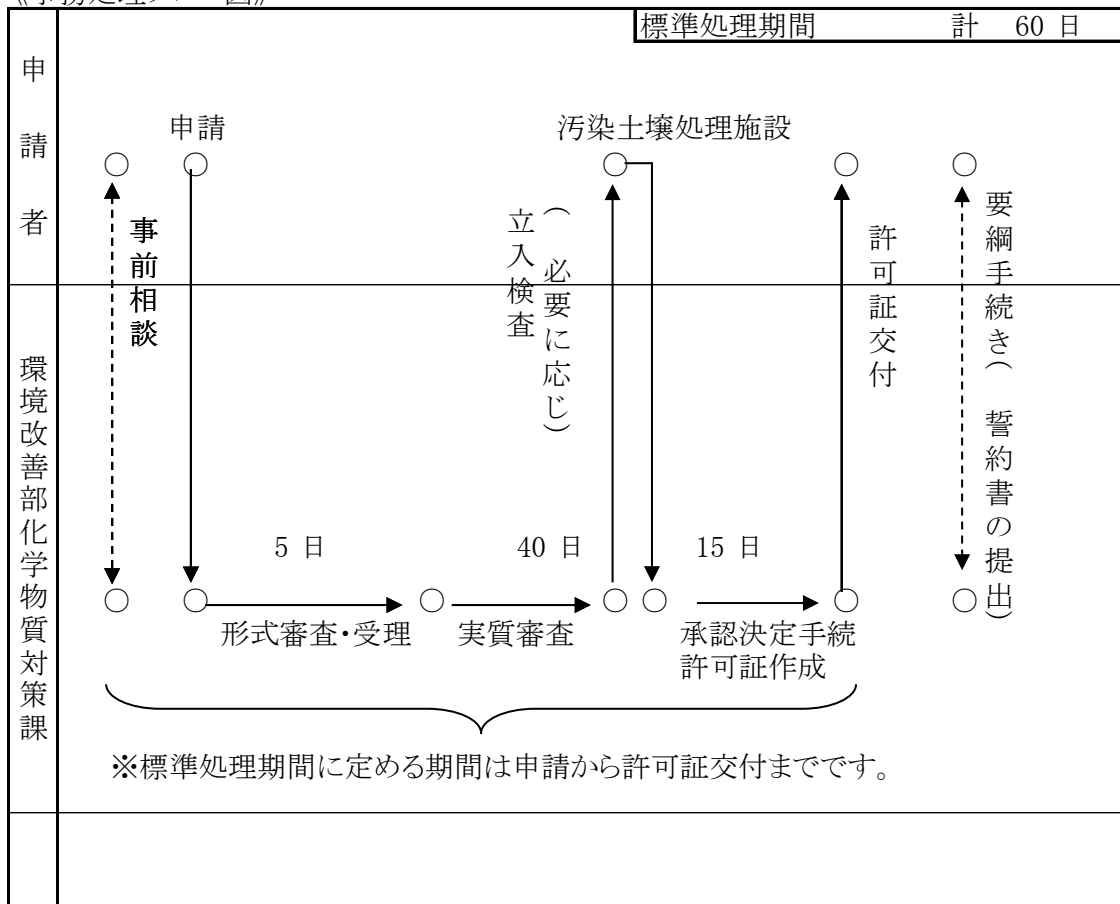


事務処理フロー図

事務名 汚染土壌処理業に係る相続承認申請 作成部署 多摩環境事務所環境改善課土壌汚染対策担当 電話042-523-...

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査し
3	審査	申請書の内容について、承認し 準(省令第4条)に適合するか、 無について審査します。
4	立入検査	必要に応じ、汚染土壌処理施設 しているか、現地での立入検査を行
5	承認決定手続	審査の結果、汚染土壌処理施設 処理業を的確に、かつ、継続して 許可基準に適合しており、欠格 は、許可を決定し、許可証を交付
6	要綱手続き	「東京都汚染土壌処理施設の周 続に関する要綱」に基づき、手続
備考		申請内容によっては、承認に必要な条件を付す 当手続きとは別に、汚染土壌処理業に係る変更 場合は、別途当該事務処理期間が必要となりま

)

3517

明
応じます。
た後、受理します。
ようとする事項が許可基 また、欠格要件該当の有
が、許可基準に適合し 行います。
及び申請者の能力が て行うに足りるものとして 要件に該当しないとき 寸します。
辺環境への配慮の手 きを行ないます。
ことがあります。 許可申請が必要である す。